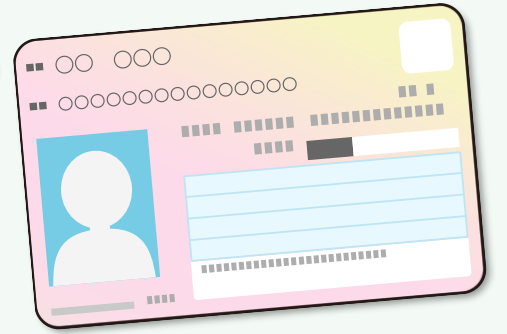


# マイナンバーカードをお持ちの患者さまへ



## マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

当院では、2023年2月1日よりオンライン資格確認の運用を開始します。

マイナンバーカードをお持ちの患者さまは、初診受付機の横に設置しているカードリーダーにマイナンバーカードをかざすことにより、マイナンバーカードを健康保険証や限度額認定証として利用することができます。

初めてご利用する場合は、カードリーダーで利用申し込みが必要となりますので、画面案内に従い手続きをお願い致します。

マイナンバーカードが対応できない保険証や市町村の公費受給者証をお持ちの患者さまは今まで通り月1回外来窓口にて証類の提示をお願いすることとなりますのでご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

**マイナ受付**  
対応しています  
医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

**マイナンバーカードが保険証として使えます。**

**POINT 01** より良い医療が可能に!  
初めての医療機関等でも、薬剤師等の資格情報を使えば、今までに比べて薬の調製が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

**POINT 02** 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!  
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

**事前に登録するだけで利用できます!**

詳しくは **マイナポータル**

## オンライン資格確認とは

マイナンバーカードまたは健康保険証の保険資格情報を医療機関や薬局が保険者等にオンラインで照会し、確認することができる制度です。

## オンライン資格確認・マイナンバーカードの利用方法などの詳細について

詳しくは厚生労働省のWebサイトをご覧ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)



## 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定について

当院では、初診時に患者さまの診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を整備し、『医療情報・システム基盤設備体制充実加算』を算定しています。